

## 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松井正一

路線名	変更前後の別	起 点	終 点
7243	前	鹿沼市茂呂 71 番 2 地先	鹿沼市茂呂 49 番 2 地先
	後	鹿沼市茂呂 71 番 2 地先	鹿沼市茂呂 69 番 1 地先
7396	前	鹿沼市上石川 2336 番 15 地先	鹿沼市上石川 2199 番地先
	後	鹿沼市上石川 2193 番 1 地先	鹿沼市上石川 2199 番地先